

2016(平成28)年度 法学既修者入学試験問題(8月試験)

憲法

(90分, 総点100点)

試験開始の指示があるまで開かないこと

注意

1. 問題冊子は, 表紙及び余白を含めて4ページで, 問題は1問ある。
2. 解答用紙は1枚配布する。解答は解答用紙に記入し, 解答の末尾には, 「以上」と明記すること。また, 用紙が不足した場合には, 追加の用紙を配布するので, 挙手して監督者に知らせること。
3. 下書き用紙として, 白紙を1枚配布する。ただし, 下書き用紙の提出は認めないので, 必ず解答用紙に清書して提出すること。
4. 解答用紙への受験番号, 氏名記入は, 監督者の指示によること。また, 「管理番号」欄は, 大学側が使用するので受験生は記入しないこと。
5. 問題の内容に関する質問には, 応じない。
6. 試験時間内の退場はできない。なお, 試験中の発病等やむを得ない場合には, 挙手により監督者に知らせ, その指示に従うこと。
7. 試験終了後は, 監督者の指示があるまで, 各自の席で待機すること。
8. 問題冊子及び下書き用紙は, 各自で持ち帰ること。

〔設問〕

関税法第69条の11第1項は、「次に掲げる貨物は、輸入してはならない。」として、いわゆる輸入禁制品を定めている。そして、同項第7号は、輸入禁制品の一つとして、「公安又は風俗を害すべき書籍、図画、彫刻物その他の物品（……〈括弧書きは省略する〉……）」を掲げている。私たちが外国から書籍や図画を輸入しようする場合は、私たちにその書籍や図画が届く前に税関長がその書籍や図画を検査し、その結果として、関税法第69条の11第1項第7号に該当すると私たちに通知すれば、私たちはその書籍や図画を手にすることができない仕組みになっている。

201×年、XはA国において出版された写真集（以下「本問写真集」という）をA国内の業者から輸入しようとしたところ、税関長から本問写真集が関税法第69条の11第1項第7号に該当する旨の通知を受け（以下「本問通知」という）、本問写真集を手にするができなくなった。本問写真集はA国とB国との間の戦争における戦場のありさまを撮影した写真を集めたもので、戦場の悲惨さを訴えるものとして話題になっていたものである。そして、税関長は、本問写真集が「公安……を害すべき」図画に該当すると判断した。

Xが本問通知の取消しを求めて訴訟を提起し、そこで憲法上の主張をするとしたら、どのような争点を提示するだろうか。各争点を1～2行でまとめて、複数の争点をあげなさい。そのうえで、各争点についてどのように考えるべきか、論じなさい。

以上

余白

余白